

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）

平成20年7月
横浜市環境創造局

< 目次 >

- 1 経緯と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.1

- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
 - (1) 横浜の緑の特徴
 - 〔コラム1〕 緑の役割
 - (2) 横浜の緑の現状

- 3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）・・・・・・・・P.10
 - (1) 施策体系
 - 〔コラム2〕 緑減少の原因・課題
 - 〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識
 - (2) 新規・拡充施策
 - 〔コラム4〕 樹林地の保全
 - 〔コラム5〕 樹林地の維持管理
 - 〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実
 - 〔コラム7〕 緑化の推進

- 4 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿・・・・・・・・P.30
 - (1) 大都市だけどふるさつがある横浜
 - (2) 街なかに緑あふれる横浜

1 経緯と位置づけ

「横浜みどりアップ計画」は、「樹林地を守る」「農地を守る」「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進めるもので、「横浜市中期計画（平成18年度～22年度）」「横浜市水と緑の基本計画（平成18年度～37年度）」に位置づけられた計画です。この横浜市中期計画において、各種の取組を進めることとあわせ、緑の保全・創造に向けた新たな制度等の活用・検討を図ることとしており、平成19年12月に提出された横浜市環境創造審議会からの提言「緑施策の重点取組について」等をうけて、新規・拡充施策についての検討を行ってまいりました。また、各種アンケート、シンポジウム等により広く市民意見を把握するとともに、農地の保全に向け効果的・具体的な農業支援施策の検討を行ってきた農政施策検討会からの提言等も踏まえ、この度、「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）」としてとりまとめました。

緑を「守り」「つくり」「育てる」取組は、長期間、継続的な視点に基づいて行うべきであることから、新規・拡充施策については、「横浜市水と緑の基本計画（平成18年度～37年度）」と同時期の平成37年度を見通しつつ、策定しました。

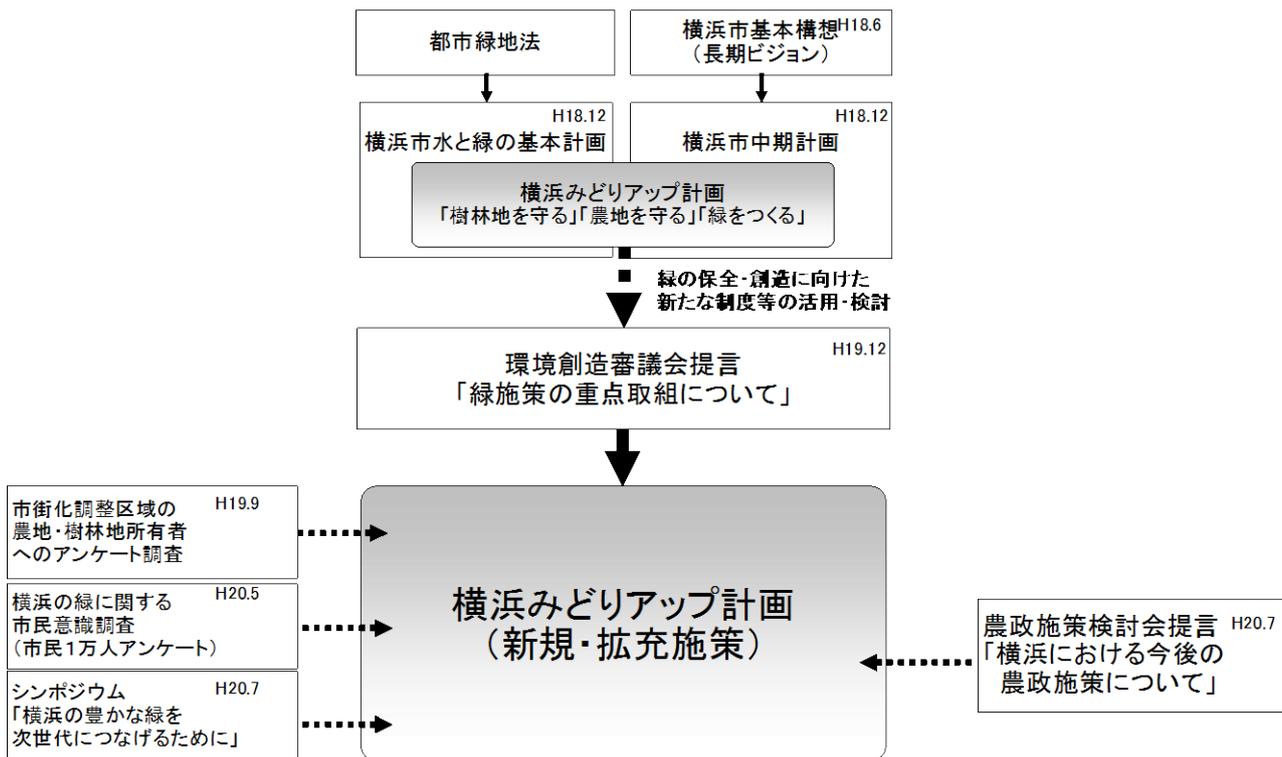


図 計画策定の経緯

2 計画策定の背景

(1) 横浜の緑の特徴

横浜市は364万市民を擁する大都市でありながら、市民生活の身近な場所にまとまった規模の樹林地や農地などがあり、また、起伏に富んだ地形から、変化に富んだ豊かな水・緑環境を有していて、このことが横浜の持つ大きな魅力のひとつとなっています。

まとまった緑として、河川の源流域には「緑の七大拠点」が、また、鶴見川や境川の中流域には「河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点」が三か所あり、緑の10大拠点となっています。これらの樹林地、農地の緑が、市域面積の約25%に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように散在していることが、横浜の緑の特徴となっています。

一方で、市街地の緑としては、各地区で個性ある景観づくりが進められるとともに、丘陵地に残された斜面緑地や市街地に残された農地などが、市街地に潤いを与えています。

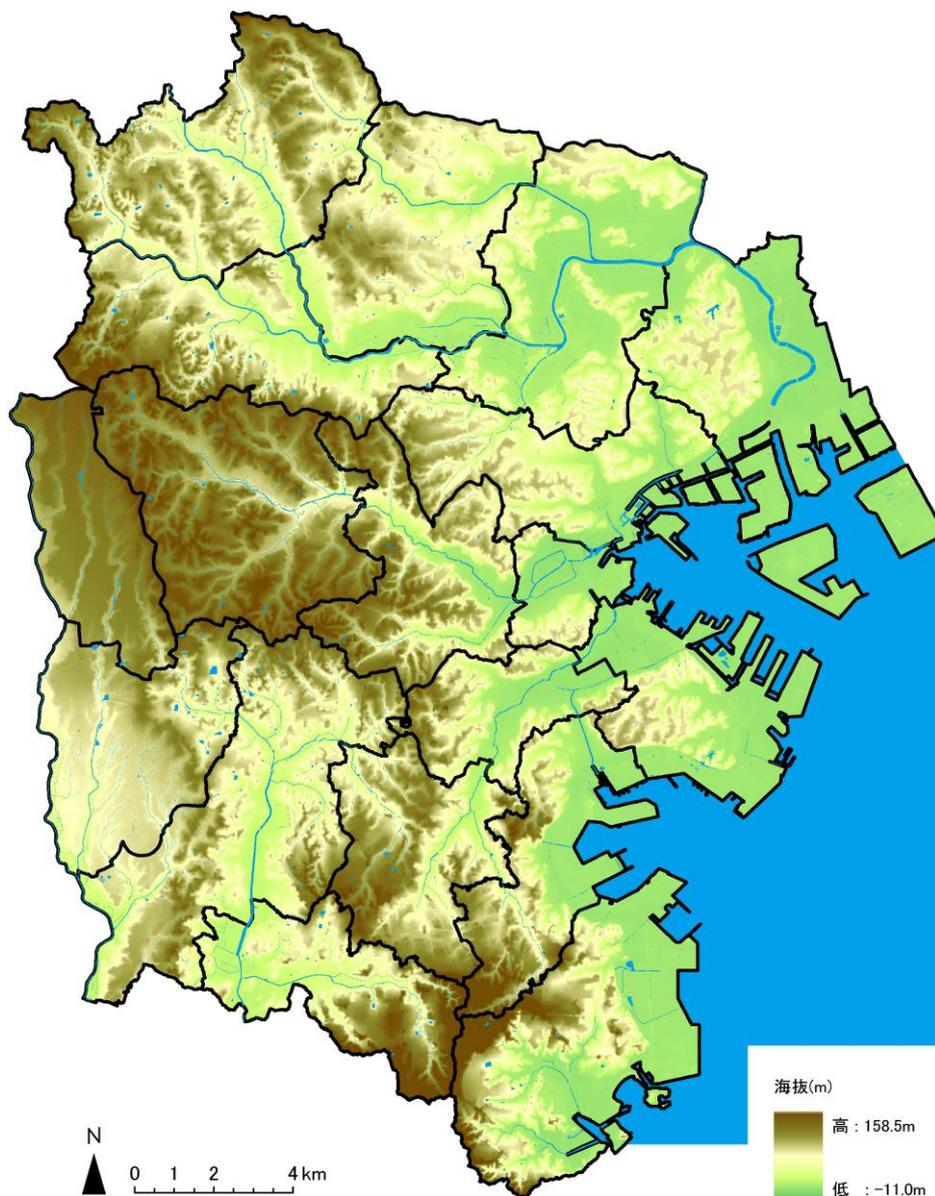


図 横浜の地形

慶應義塾大学 石川研究室提供

(「横浜市水と緑の基本計画」より)

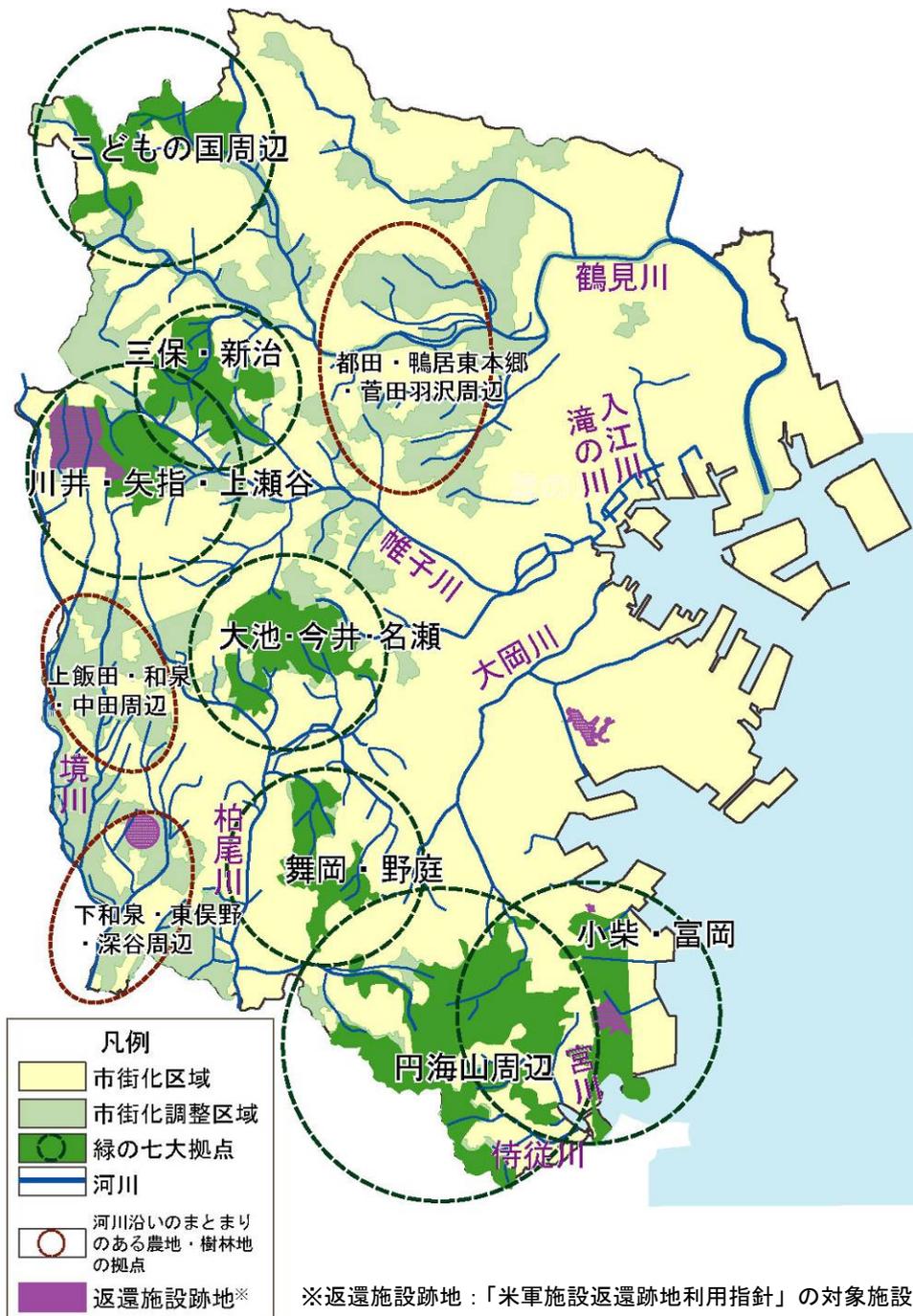


図 緑の10大拠点

横浜らしい魅力ある水と緑



源流域の緑



歴史・文化を育む水と緑



谷戸と里山



潤いのある河川



河川沿いに広がる田園風景



市街地に残る斜面緑地



緑の中の散策路



彩りのある公園



街並みの美観を高める並木



みなとと緑

〔コラム1〕 緑の役割

緑には、永い時間をかけて育まれてきた多面的な役割・機能があります。しかし、一度、開発されると、元に戻すことが極めて難しいものでもあります。

〈環境保全機能〉

- ・ ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、騒音防止、防塵などの効果により、都市の過酷な環境を改善し、市民の生活環境を保全します。
- ・ 多様な生き物の生息地となり、生物多様性を保全します。



〈生産基盤機能〉

- ・ 農地は、新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。また、生産の場としてだけでなく、農体験や教育の場、防災等、多面的な機能の発揮が期待されます。
- ・ 今後心配される食料危機に対しても、身近な農業が市内にあることで、対策の一助となることが期待されます。



〈防災機能〉

- ・ 災害時には、火災の延焼防止、避難地、避難路などの確保に重要な役割を果たし、市民の生命や財産を守ります。



〈保水・遊水機能〉

- ・ 雨水浸透貯留機能や洪水調節機能などにより、水害を防止するとともに、地下水をかん養し、河川やせせらぎなどの水環境を支えます。



〈景観と潤い機能〉

- ・ 快適で美しく、潤いのある都市景観をつくります。
- ・ 自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観をつくり、郷土意識を醸成します。

〈スポーツ・レクリエーション機能〉

- ・ スポーツや散策など多様なレクリエーション利用を通じて、市民の身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場となります。



〈環境教育・コミュニティ機能〉

- ・ 樹林地や農地などは、市民が身近に水・緑環境とのふれあいを体験できる場所であるとともに、次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供する機能があります。
- ・ 地域活動を通じた住民の交流の場となることで、地域コミュニティを強化する効果も期待できます。



【参考1 最近新たに注目されている緑の役割】

<p>地球温暖化 対策</p>	<p>〔健全に管理された樹林地は、より多くのCO₂を吸収・固定するとともに、緑は化石燃料にかわるバイオマスエネルギーとなります。〕</p> <p>京都議定書及びマラケシュ合意等に基づき、森林経営による吸収源（3.8%）とは別枠で、同議定書3条4項「植生回復」として「都市緑化等」が位置づけられ、吸収量の計上が可能に。</p> <p>社会資本整備審議会第8回環境部会資料「社会資本整備分野において取り組むべき主な分野」（H19.5国土交通省）より</p>
<p>ヒートアイランド 現象の緩和</p>	<p>まとまった緑地は冷気のかたまりを形成し、周辺に冷たい空気を滲み出す「クールアイランド」として機能するとともに、緑の分散配置により風の道の形成や輻射熱の防止などが期待される。</p> <p>国土交通省「公園緑地と水循環」より</p>
<p>里山に学ぶ ライフスタイル</p>	<p>生活の豊かさとCO₂の削減が同時に達成できる社会の実現のため、自然共生社会の実現（ライフスタイルの転換）が提唱されている。</p> <p>環境省「21世紀環境立国戦略」（H19.6.1閣議決定）より</p>
<p>生物多様性の 保全</p>	<p>〔人類の生存は、多様な生態系からのサービスに支えられており、生物多様性の保全は地球温暖化にならぶ大きなテーマとして注目されている。〕</p> <p>都市における生物多様性の保全を図るうえでは、生態系ネットワークの形成の視点から、水や緑豊かな自然的環境を有する空間について、より一層適切な保全・再生・創出・管理を行う必要がある。</p> <p>環境省「第三次生物多様性国家戦略」（H19.11.27閣議決定）より</p> <p>生物多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行わなければならない。</p> <p>生物多様性基本法（H20.6.6施行）より</p>

【参考2 環境モデル都市の実現に向けた取組】

横浜市は、平成20年7月、温室効果ガス排出の大幅な削減など低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に選定されました。

環境モデル都市実現に向けて、地域の特性に応じ屋上緑化、壁面緑化等の推進による緑地の拡大を図り、ヒートアイランドの抑制と住環境の改善に関する取組等を進めます。

(2) 横浜の緑の現状 ～横浜の緑がピンチです！～

ア 緑の減少

都市化の進展に伴い、市内の緑被率は、昭和50年には約45%あったものが平成16年には約31%となり、この30年で市内の緑の約3分の1が失われました。

また、緑被率は、市街化が早くから進んだ中心市街地において低く、また、緑被率の高い郊外部においては緑被率の減少傾向が強くなる状況となっています。

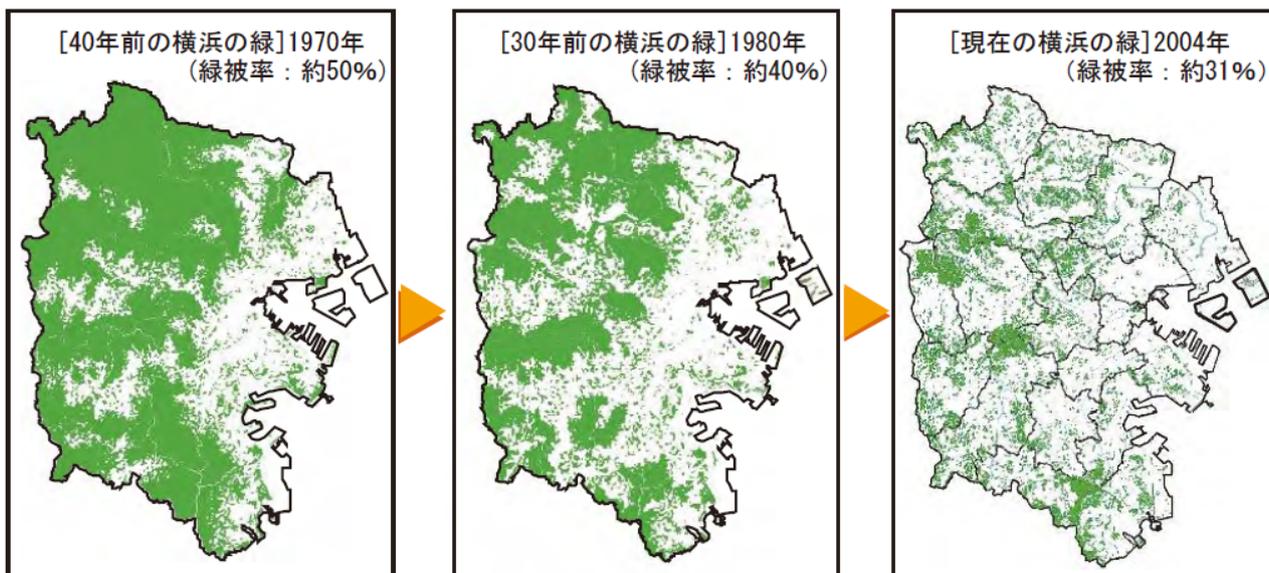


図 横浜の緑の移りかわり

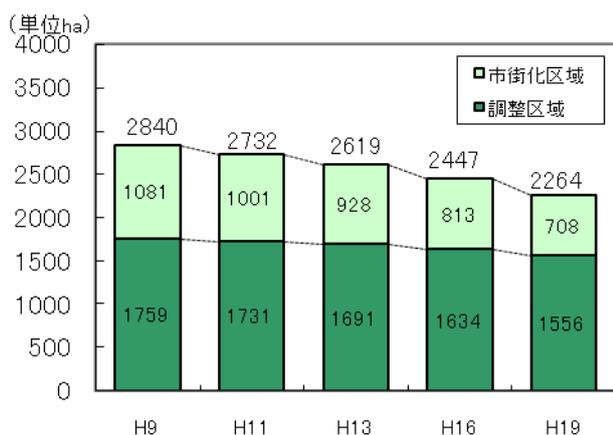


図 山林の面積推移

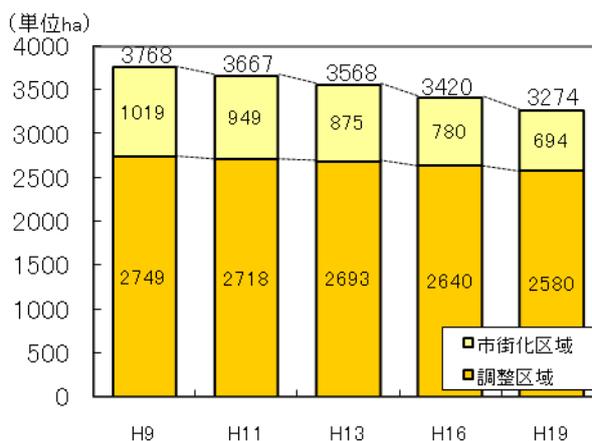


図 農地の面積推移

(課税地目ベース、固定資産概要調査より)

イ 緑の減少に伴う影響

○ ヒートアイランド現象の激化 ～夏の暑さが厳しく！～

樹林地や農地などの緑が減ったことにより、水分の蒸発散量が減少し、気化熱による地表面の冷却が進まなくなっています。建物や舗装面の増加は地表面の熱吸収量を増加させ、排熱の増加とともに地表面の高温化を招くと同時に、夜間にその蓄えた熱を放出し、夜間の気温の低下を妨げ、熱帯夜の増加につながっています。

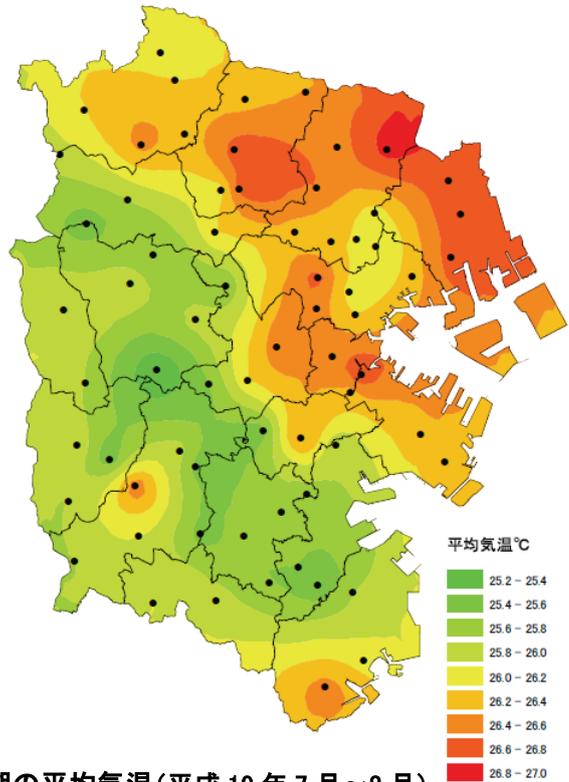
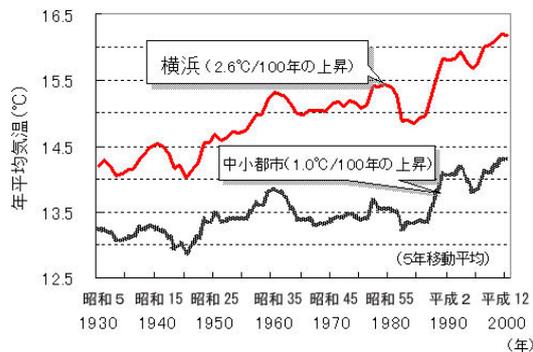


図 横浜市と中小都市の年平均気温の経年変化 (横浜市ヒートアイランド対策取組方針より)

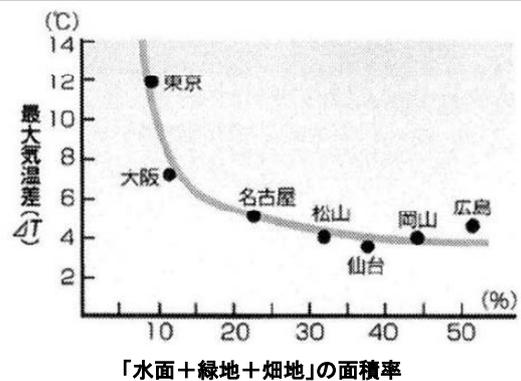
図 夏の平均気温(平成19年7月～8月) (横浜市環境創造局資料より)

【参考 ヒートアイランド現象の緩和と緑】(国土交通省「公園緑地と水循環」より編集)

- 植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空気中に水蒸気を供給する。水分が水蒸気になるときに周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がる。
- このような緑の蒸散作用などにより、まとまった緑は島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成するという効果がある。
- 都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられる。



主な都市における蒸発散面積率と郊外気温との差



○ 都市の潤いの減少 ～緑のない生活なんて～

美しい都市景観やふるさと景観、そして市民のレクリエーションの場や自然とのふれあいの場となるなど、緑は市民生活に潤いや安らぎを与えてくれます。成長社会から成熟社会へと時代が進み、生活の質的な充実が求められる中で、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活を送るためには、こうした緑の保全・再生は不可欠であり、これらの緑が減少することで、ストレスの多い都市生活を癒してくれる場が少なくなったことは、都市生活者にとって大きなマイナスです。



○ 都市型水害の危険 ～近年の降雨の変化(集中豪雨)により危険は増えています～

樹林地や農地といった、緑のある地表面は、降った雨が地面に浸透するなどの保水・遊水機能を持っています。これらの緑が減少し、建物の屋根やアスファルト舗装など雨水が地下に浸透しにくい面積が増え、従来ゆっくりと河川に流出していた雨水が短時間で流出することで、雨天時の河川への表面流出量が増大し、洪水や浸水の危険性が高まっています。



図 浸水の状況

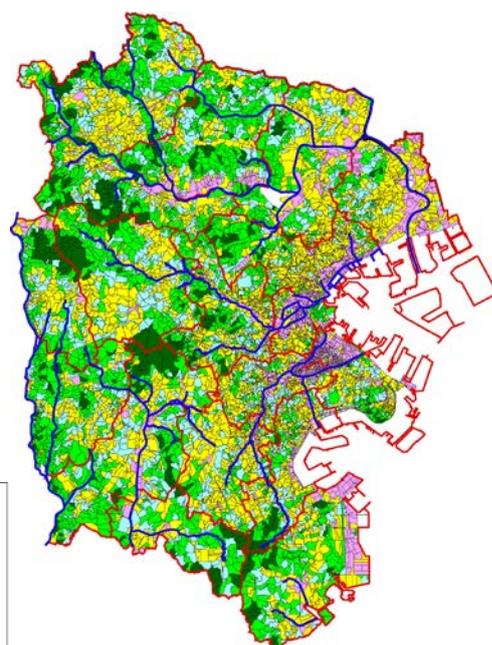


図 浸透面積率

○ 安全で新鮮な食料供給の減少 ～食と農の危機～

農地は市民に新鮮で安全な農産物を供給する貴重な生産資源です。世界的に食料需給が逼迫する中、食料の多くを海外に依存する日本では、近い将来深刻な事態になりかねません。食料自給力を高めるためには、国内の各地域ごとに適地適作で分担し合うこととあわせ、各地域でも可能な限り生産を高め、地産地消を進めることも重要です。顔の見える関係は、農産物の安全・安心にもつながります。

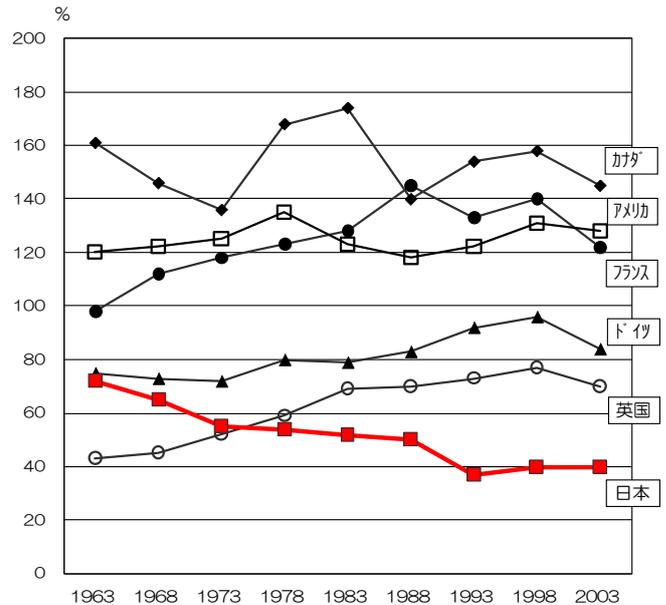


図 主要先進国の食料自給率(カロリーベース)の推移 (農林水産省 HP より作成)

○ 生物多様性の危機 ～生き物たちも困っています～

私たちの毎日の生活は、衣食住から精神的な安らぎにいたるまで、様々な生物のにぎわい、すなわち「生物多様性」で支えられています。樹林地や農地など、里山の緑には、人と自然との関わりの中で、長い時間をかけてはぐくまれた自然環境があり、それぞれの環境に適応した様々な生物が生息しています。

しかし、緑が減ったことにより、野生生物の生息地が減少し、分断されています。かつてまとまりのあった樹林地などが孤立することで、生物の生息環境が変わってしまい、生態系の微妙なバランスが崩れることで、生物多様性が失われてしまう恐れが生じています。また、人の手が入ることで、様々な種類の生き物でにぎわっていた里山が、放置され荒廃することで、生物多様性が失われつつあります。



3 横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）

（1）施策体系

「横浜みどりアップ計画」は、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量（緑被率）31%の維持・向上を図る計画で、新規・拡充施策を踏まえたその体系図は次ページのとおりです。

- 土地所有者の声として「緑減少の原因・課題」等、また、市民の声として「横浜の緑に関する市民意識」等を様々な方法で把握しました。
- これらを踏まえて、樹林地を守り活かす施策、農地を守り活かす施策、街に緑をふやす施策を、新規・拡充施策として充実を図り、これを着実に実施します。
- 施策の実行による成果として、「量の成果」と「質の成果」を得ることを目指します。量の成果は、緑被率によるもので、数年に一度の航空写真調査により把握されるものです。また、質の成果は、緑被率では把握しづらい街の姿や生活のイメージを表すもので、今回の新規・拡充施策をより効果的に推進するため、導入することとしたものです。具体的には、横浜の特性を踏まえて、「大都市だけどふるさつがある横浜」「街なかに緑あふれる横浜」という二つの達成イメージを提示しています。

【参考 緑被率について】

- ・「市街地における緑地の占める割合を3割以上を確保し、緑豊かな生活環境の実現を図る。」（「緑の政策大綱（平成6年建設省決定）」より）
- ・「長期的には市街地等において永続性のある自然的環境が3割以上を確保されたような都市を目標とする」（「社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）参考資料『指標の解説』（警察庁、農林水産省、国土交通省）より）
- ・都市部での緑による蒸発散量を増やして熱環境を改善するためには、蒸発散面積が全体の30%以上になると、都市全体の温度環境が安定すると考えられる。（国土交通省「公園緑地と水循環」より編集）

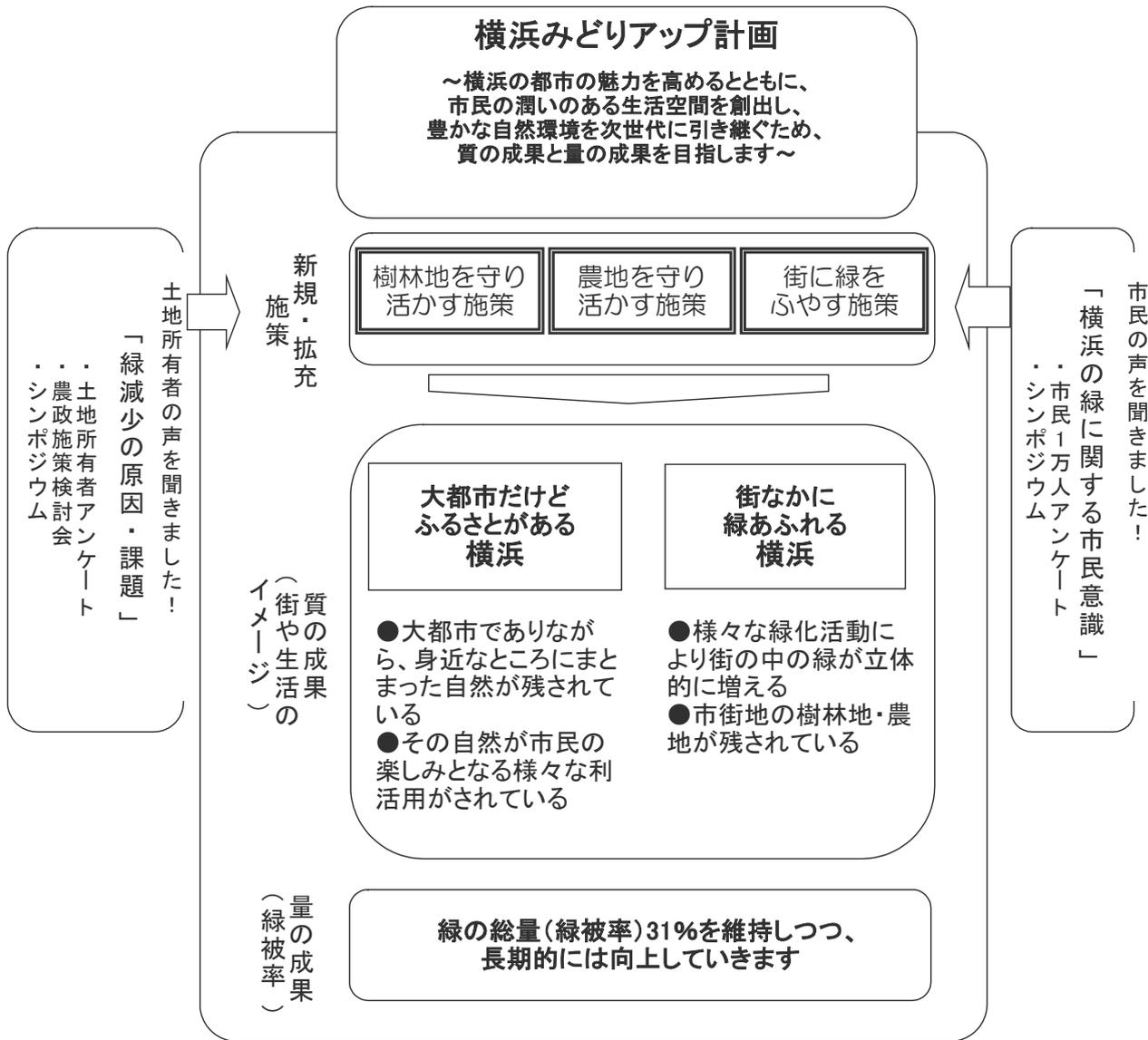
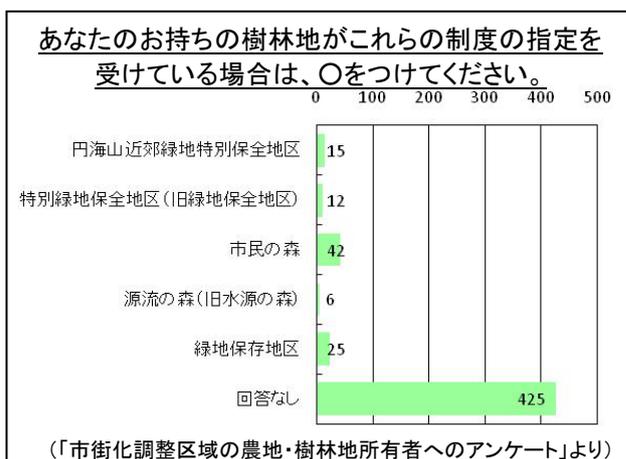
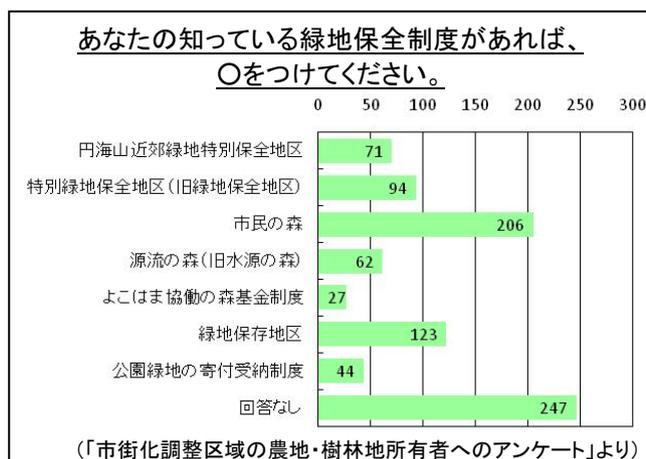
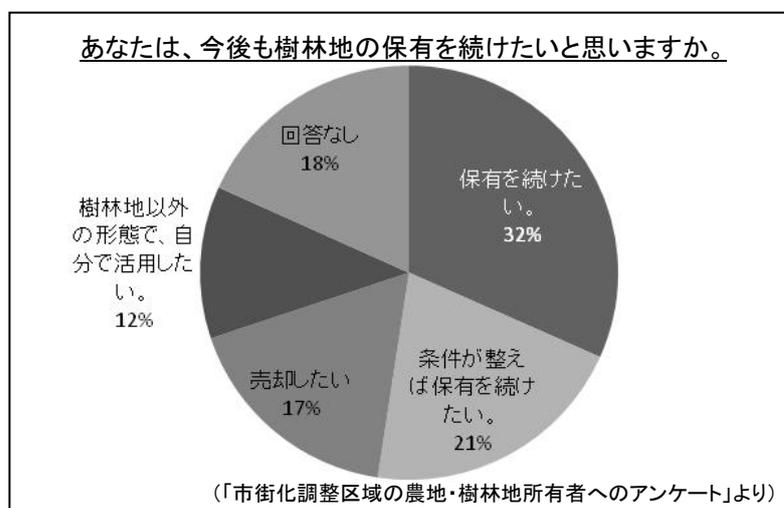
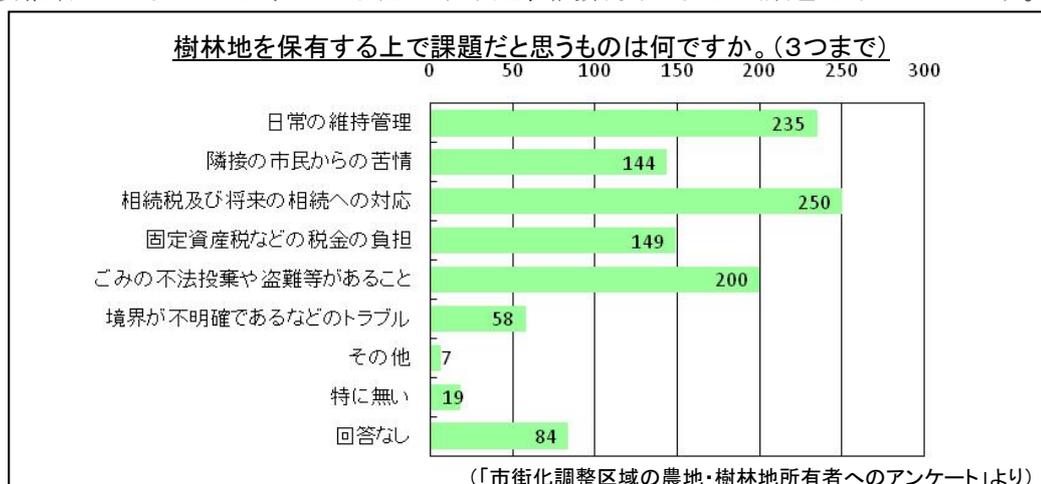


図 施策体系図

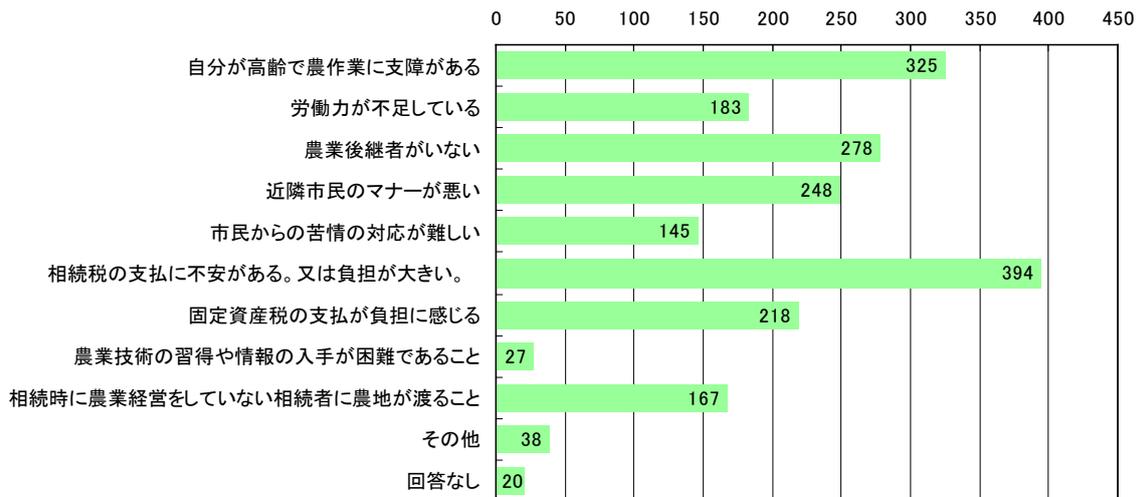
〔コラム2〕 緑減少の原因・課題 ～土地所有者の大きな負担～

横浜の緑の多くは民有地に依存しています。そのため、これらの緑を守るためには、土地所有者の方々の協力が不可欠ですが、所有し続けるための負担が大きく、緑を保全することが困難となっています。

平成19年9月に実施した「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」の調査結果によると、樹林地では、日常の維持管理や固定資産税等の負担、相続時における相続税の負担、市民の理解・協力などが、樹林地を保有する上での大きな課題となっています。また農地では、相続税や固定資産税等の負担、市民の理解・協力に加え、農業従事者の高齢化や後継者がいないこと等による担い手不足、農業収入などが課題となっています。

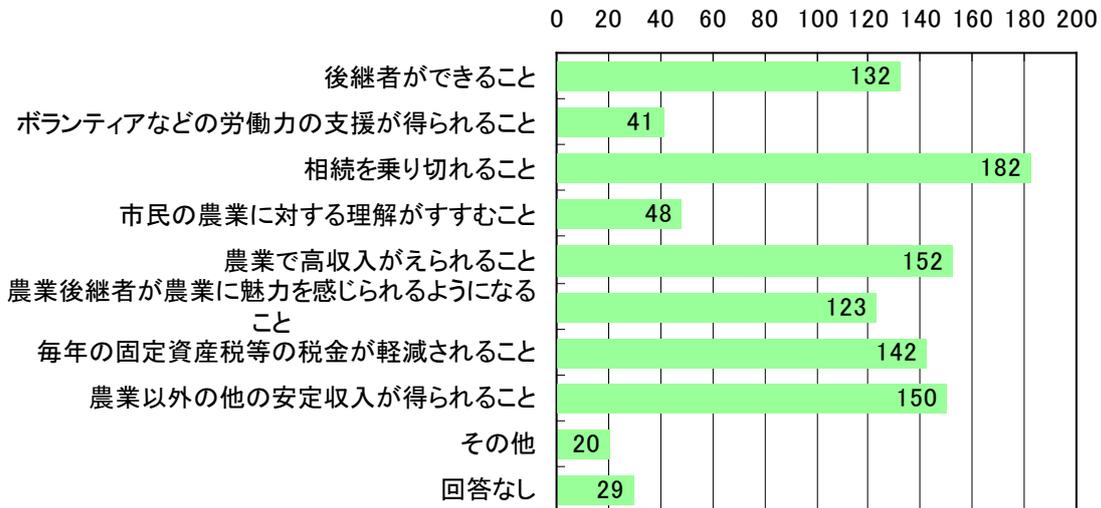


農地を保有し耕作し続ける上で、特に課題と思うものは何ですか。(3つまで)



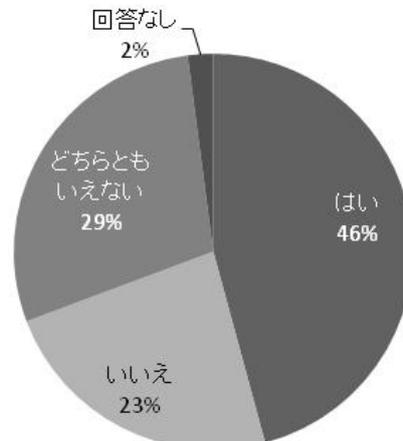
(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

農業を続けていくには、何が解決すれば続けていけますか。(3つまで)



(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

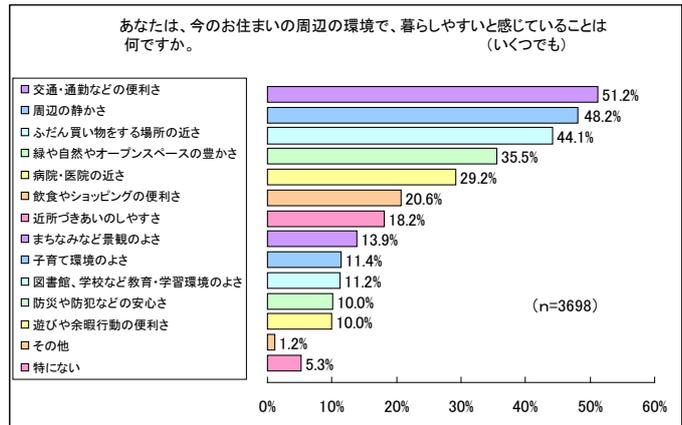
あなたは、今後も農業を続けていきたいですか。



(「市街化調整区域の農地・樹林地所有者へのアンケート」より)

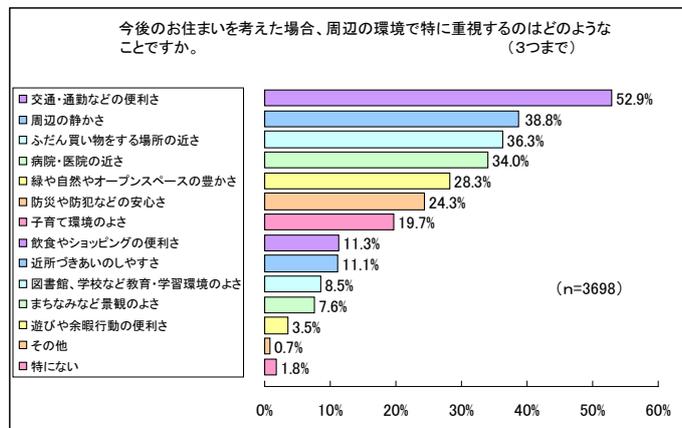
〔コラム3〕 横浜の緑に対する市民意識 ～緑に対する高い市民意識～

平成19年度の市民意識調査（右グラフ）によると、周辺環境で暮らしやすいと感じている点について、交通、通勤などの便利さやふだんの買い物をする場所の近さなど、生活の利便性と、緑や自然、オープンスペースの豊かさの両立が望まれているという結果となっています。



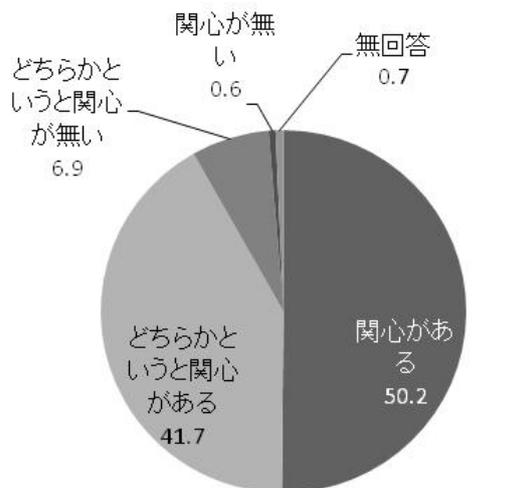
（「平成19年度横浜市民意識調査」より）

また、平成20年5月に、市民1万人を対象としたアンケート（「横浜の緑に関する市民意識調査」）（下グラフ）を実施したところ、横浜市内の緑の総量については、大半の市民が「増やしてほしい」、「維持してほしい」としています。また、緑を保全するための緑地の買取りについては、約半数が「所有者が持ち続けられるよう支援し、やむを得ない場合に行政が買取りを行うべき」とし、「積極的に買い取るべき」「申し出があれば買い取るべき」がそれぞれ2割となっています。



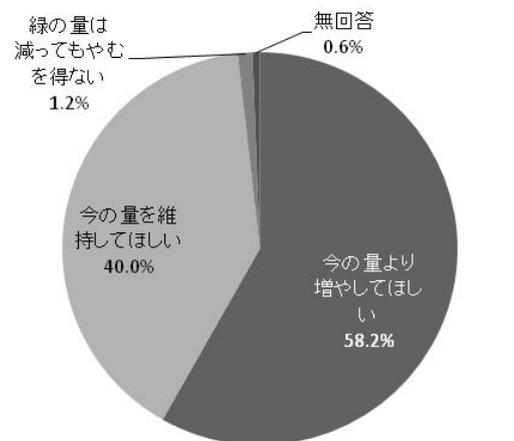
（「平成19年度横浜市民意識調査」より）

あなたは緑を「守り」「つくり」「育てる」取り組みに、どのくらい関心がありますか



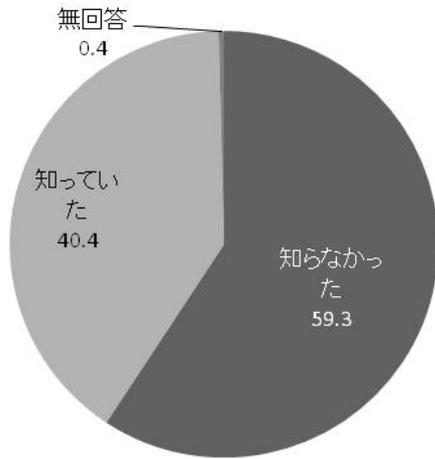
（「横浜の緑に関する市民意識調査」より）

横浜市緑は年々減少していますが、あなたは横浜市全体の緑の総量について、どのようにすべきとお考えですか。



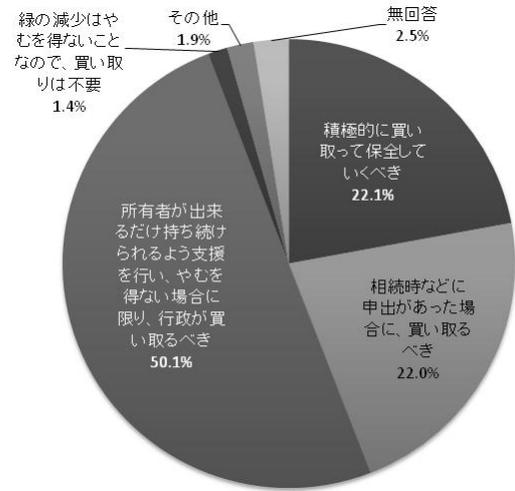
（「横浜の緑に関する市民意識調査」より）

横浜市の緑の多くは民有地であり、これらの緑の所有者の多くは、相続税等の負担や維持管理の大変さなどから緑を守り続けることが困難となってきました。あなたは、このことをご存知でしたか。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

樹林地や農地などの緑を保全するために横浜市が買い取りを進めることについて、あなたの考えにもっとも近いものをお答えください。



(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

あなたは「守り」「つくり」「育て」られた緑のなかで、どのようなことをして楽しみたいですか。



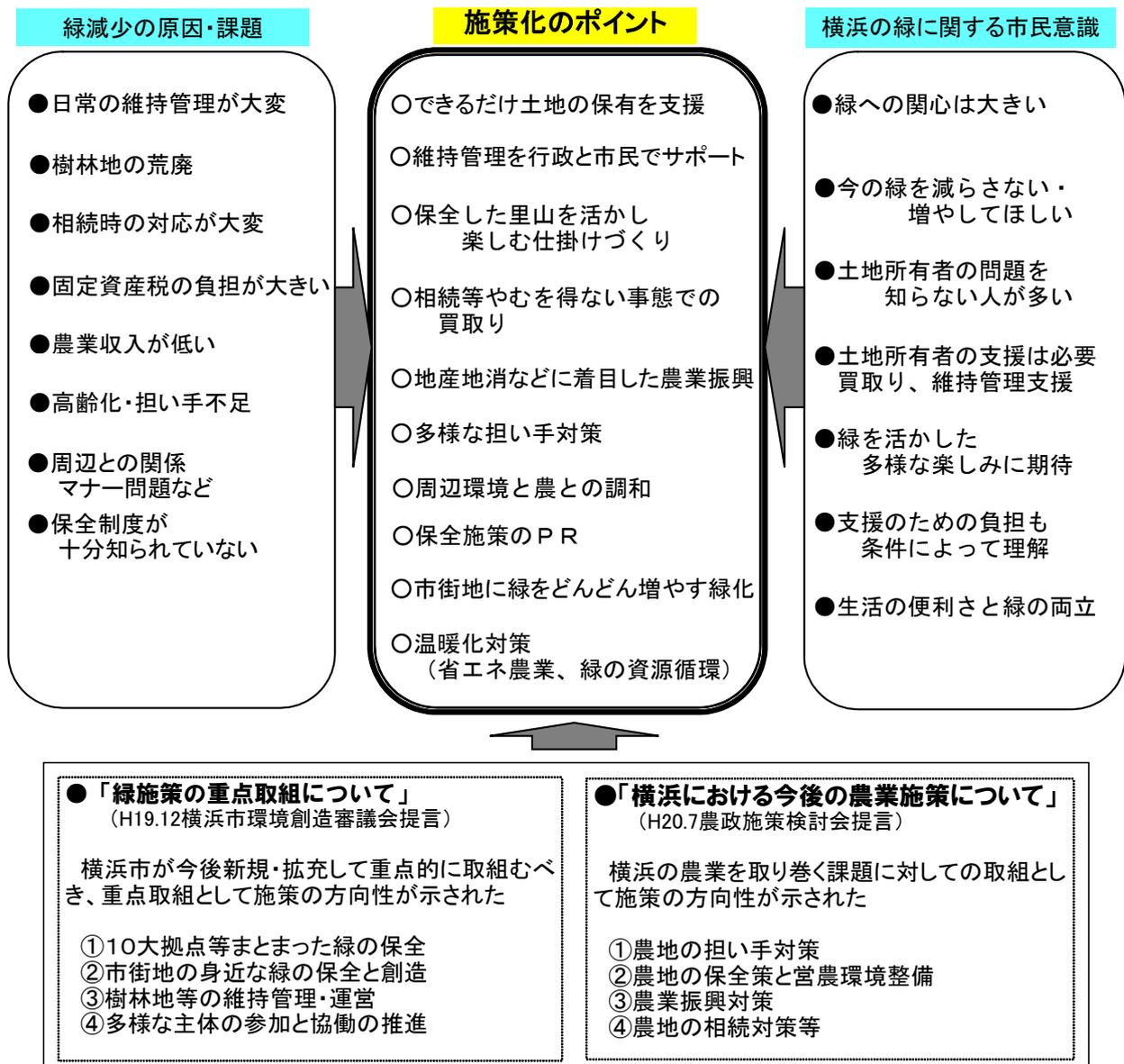
(「横浜の緑に関する市民意識調査」より)

※ 円グラフのデータは四捨五入により計算しているため、合計が100%にならないことがあります。

(2) 新規・拡充施策

ア 施策化のポイント

新規・拡充施策の検討にあたっては、横浜市環境創造審議会や農政施策検討会の提言等を踏まえるとともに、土地所有者や市民アンケートなどを通じて把握した「緑減少の原因と課題」や「緑に関する市民意識」をもとに、以下のとおり施策化のポイントを整理しました。



イ 具体的施策

前述の「施策化のポイント」を踏まえ、現時点で検討している新規・拡充施策は、以下のとおりです。(ただし、国への制度要望については継続事項です。)

(ア) 樹林地を守る施策

緑の多くが民有地であるため、維持管理や相続税など所有者の負担が大きくなっています。

そこで、土地所有者ができるだけ緑地を持ち続けられるように、樹林地においては緑地保全制度の指定を拡大し、原則として、指定・公開された土地を対象に、愛護会やボランティアなど市民力を活かした維持管理を進めるとともに、保全した緑の利活用を図ります。また、相続等やむを得ない事態に際して、特別緑地保全地区等の指定を条件に、緑地の買取りを行います。

○ 樹林地を守る施策

	施策	内容	新規・拡充
の継続保有 促進	●緑地保全制度等の拡充	市民の森、源流の森、緑地保存地区等に加えて、小規模樹林地(300㎡以上)の緑地について、所有者が市と公開を条件に契約すると固定資産税等や維持管理の負担の軽減が図れる市民緑地制度の導入を検討します。	新規
持ち続けるだけ もらえる	●篤志の奨励制度	公開に協力いただいた土地所有者の厚意に対し、謝意を表する看板を設置します。	新規
維持管理推進	●安全・明るい森づくり事業	手入れが行き届かず荒れた樹林を、明るく安全な森として再生させるため、関係者による計画検討を踏まえて、公開等を前提とする特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地について、間伐や、必要な通路等や危険ながけ対策の整備などの安全確保等を行うとともに、緊急時の速やかな対応を図り、樹林地のイメージアップを図ります。 また、土地所有者による管理が困難な場合に、管理を代わって行う仕組みである管理協定制度の導入を検討し、市民協働による樹林地管理を進めます。	拡充
安心して持ち 続けられる	●森の守り人育成事業	市民協働で樹林地を維持管理していくため、森づくりボランティア、マイスター等の森づくりに関わる人材育成を図ります。また、市民協働で樹林地管理を行うパートナーとして、愛護会等への活動支援を拡充します。	新規・拡充
利活用促進	●森の楽しみいっぱい事業	保全し、維持管理された森が、市民生活にとって楽しみとなるような様々な利活用事業を検討・推進します。例えば、景観の森・生き物の森(新緑・紅葉・開花など季節感があり美しい樹林へ再生することで散策が楽しめるとともに、野鳥や昆虫が好む樹種とし、生き物の観察や学習ができる等)、森の中のプレイパーク(落ち葉プール、ツリーハウス等、森の自然を活かして子どもたちが元気に遊び、木育の推進を図る等)、森の収穫物体験(森で採れる山菜、たけのこ、きのこ、木の実などを加工・調理し、楽しむ場をつくる等)、里山体験(古民家と里山の景観等を活用した生活習慣、間伐、田植えなどを楽しめるプログラム等)などです。 これらによって、現在のエネルギー多消費型生活から、脱温暖化にも資する里山に学ぶライフスタイルへの転換も図ります。	新規

利 活 用 促 進	●市民のみどりの夢かなえます制度等の創出	市民から、森づくりの活動に関する提案を募集し、優れた提案の実現を支援する市民提案型事業を創設します。	拡充
	●森の資源循環事業	森を管理することで生じた間伐材やせん定枝など森に眠る貴重な資源をいかし、木質バイオマスの利活用を図ります。また、間伐材によりオリジナルで素敵な木材製品をつくり、来園者等にプレゼントまたは販売する事業の導入も検討します。	拡充
	●ウェルカムセンター等整備事業	森の維持管理活動に必要な水道・電気・物置・活動小屋等を整備し、市民の環境活動を促進します。また、散策情報やネイチャーガイドが受けられるようウェルカムセンターを設置し、市民活動や利用が図れる、人のにぎわう森づくりをすすめます。	新規
	●森の恵み塾開講	「北の森」「南の森」「支援センター」の拠点を活用し、区役所と連携した体験学習、出前講座等樹林地の特性を生かした多様なメニューによる環境教育を推進します。	新規
確 実 な 担 保	●緑地保全制度等の拡充	緑地保全制度の適用対象面積を 5,000 m ² からおおむね 1,000 m ² に引き下げることや、新たな制度の導入等の検討を行います。また、これまで、特別緑地保全地区・市民の森などの緑地保全制度が十分に周知されていなかったことから、制度のメリット等を土地所有者に重点的にPRし、積極的に地区指定を進めるとともに、特別緑地保全地区指定等を条件に、樹林地について相続等不測の事態に対応した買入を行います。	拡充
	●よこはま協働の森基金制度の見直し	市民に身近な小規模樹林地を市民と行政の協働により保全するため、市民が自主的に集めた資金と基金からの搬出金を合わせてまとまりのある樹林地を取得する「よこはま協働の森基金」について、樹林地保全策全体の中で制度拡充を行います。	拡充
	●国への制度要望	相続税の納税対象に緑地が含まれる場合は緑地の保全を優先すること、また、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等を、国に対し要望していきます。	継続

いざという時の
買取りなど

(1) 農地を守る施策

相続税や固定資産税等の負担、農業従事者の高齢化や後継者がいないことによる担い手不足、農業収入の低迷など、農業を取り巻く状況は深刻になっています。

そこで、農業振興策や担い手の育成など、農業を取り巻く課題に取り組むことで、農業の活性化を図り、農地を保全します。

また、相続等やむを得ない場合に対して、市民農園用地に適した農地の買取や、一団の優良な農地等のあっせんを行います。

○ 農地を守る施策

	施策	内容	新規・拡充
継続保有の促進 (持ち続けることができる)	● 生産緑地制度等の活用	市街化区域に残された農地保有の固定資産税等の負担を軽減するため、これまでの生産緑地制度を積極的に活用するとともに、都市公園事業の無償借地制度(借地公園制度)を活用し、農園つきの公園の整備を図ります。	新規・拡充
	● 地産地消の推進	地産地消を進めるための共同直売所の整備支援を行います。また、畑や栽培温室で完熟した果物を収穫体験できる農園の増設を進めます。	新規
農業振興 (地産地消などに着目した農業振興策)	● 施設の省エネルギー化の推進、生産用機械のリース方式による導入	生産温室からの二酸化炭素排出を削減し、省エネ施設導入を支援します。また、リース農業機械の活用により近代化を図ります。	新規
	● 田園景観や水田の保全対策	農地が持つ、遊水機能、地下水涵養機能、ヒートアイランド緩和機能などの環境貢献を評価し、水利組合など地域の農地管理を担う団体等に奨励金を交付し、農地管理と景観保全を図ります。	新規
農地保全 (周辺環境との調和と生産性向上)	● 生産基盤整備の拡充	計画的生産に不可欠な水利施設を、小規模な集団農地にも導入します。	拡充
	● 不法投棄対策、周辺環境に配慮した生産環境整備	農地への不法投棄対策として、不法投棄予防設備を設置し、夜間パトロールやボランティア活動による清掃活動等を支援します。また、周辺に配慮した農業の実現に向け、農薬飛散対策、臭い対策、作物残渣処分の推進のため必要な施設等整備を補助します。	新規

担い手育成	●機械作業の受託組織の育成	農業機械による作業が自分ではできない農家のために、農業機械作業を受託する組織を育成し、機械装備の充実を支援します。	新規
	●コーディネーターの育成	市民協働による農地保全をさらに推進するため、市民農園の開設運営や援農ボランティアの派遣、農地への不法投棄対策などについて、農家と市民をつなぐコーディネーターを新たに育成します。	新規
	●農業後継者の育成、横浜型担い手像の明確化	新規就農候補者への経営指導に向け、農業経営士による新規就農予定者の研修受け入れを支援します。また、国の認定農業者だけでなく地産地消に取り組む農業者などを横浜型担い手として認定し、きめ細かな支援を実施します。	新規
	●農地の貸し手への支援	規模拡大希望農家等に対する農地の長期貸付を促進するため、農地所有者を支援します。	新規
確実な担保	●公的機関による買取及びあっせん	市が相続人から市民農園用地(または農園型の公園)として農地を買収し、市民が利用しやすい農園を開設します。また、一団の優良な農地等で相続にかかる優良農地を規模拡大農家等に集積するため、神奈川県農業公社と連携し、農地の流動化を促進します。	新規
	●国への制度要望	相続税納税猶予制度の対象となる農地の拡大や、貸付農地や市民農園等に対する相続税評価の軽減について、国へ要望を行います。	継続

(ウ) 緑をつくる施策

特に市街化区域の緑は、住宅開発などによる減少が続いています。また、中心市街地においては、市民は緑の量、質ともに不十分であるとの認識を持っています。

そこで、都市の環境を和らげ、緑の機能を活かした街とするため、緑を増やす取組を進めます。

○ 緑をつくる施策

	施策	内容	新規・拡充
緑化の推進 (地域で取組めば効果もアップ)	● 地域緑のまちづくり事業	住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域にふさわしい緑化を地域ぐるみで進め、街に緑を増やします。具体的には、緑の専門家を派遣し、計画、ルールづくりを支援するとともに、屋上壁面緑化等の緑化助成の拡充による民有地緑化推進と、公共施設や街路、学校などの緑化を、地域のルール化により推進します。 これにより、緑の増加が実感できるとともに、地域の連帯感の形成も目指します。	新規
	● 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充	民有地への屋上壁面緑化助成や名木古木保存事業などの制度拡充、緑化用樹木の配布等により市民による緑化の取組を支援するとともに、公共施設においてもこれまで以上の緑化に取り組めます。 また、子どもたちが思いきり芝生に親しめるように、保育園や幼稚園、学校での園庭等の芝生化事業を推進します。	新規 拡充
	● 街路樹の維持管理	街路樹を良好に生育させることにより、街中に快適な緑空間を創出し、街の魅力アップを図ります。	拡充
	● 民有地緑化の誘導等	基準以上の緑化を行った場合には固定資産税等を軽減する制度の導入を図ります。一定規模以上の建築に緑化を義務づける緑化地域制度等をはじめ、諸制度を効果的に運用し、かつ充実化を図ります。	新規

(I) 国に対する要望等

緑の保全にあたっては、相続税などの税制が大きな鍵となります。そこで、緑地保全に向けた制度の拡充では、相続税物納制度において物納された国有財産の取り扱いの見直しや、緑地保全等に係る税制上の負担軽減措置の創設・拡充等の要望を行っています。

また、農地の相続に関する制度拡充では、相続税納税猶予対象地の拡大や貸付農地等に対する相続税評価の緩和等の要望を行っています。

今後も引き続き、市民や土地所有者の意見も踏まえながら、緑減少の原因・課題等に対応した制度の提案や要望を国に対して行っていきます。

ウ 施策の地域別展開の考え方

前述の施策は、市域均一に実施するのではなく、区域特性に応じ、以下のとおり適用します。
 なお、個々の施策に適用条件等がある場合は、それに基づいて実施することとなります。

		樹林地	農地	緑化
市街化区域	できるだけ持ち続けてもらおう	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保存地区 ・市民の森 ・ふれあいの樹林 ・市民緑地 <p>(注) 公開とする場合は調整区域の維持管理支援、利活用促進に準じる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の拡充 ・借地公園制度 ■ 利活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園の拡大 <p>(注) 援農コーディネーター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個別緑化制度の強化 (民有地・公有地) <ul style="list-style-type: none"> ・屋上・壁面緑化 ・生垣等緑化 ・公共施設緑化 ・園庭、校庭の芝生化等 ・街路樹の維持管理
	やむを得ないとき土地を買い取る	<ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買取) ・よこはま協働の森基金制度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の指定拡充 (相続税納税猶予) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域ぐるみの緑化 (民有地・公有地) <ul style="list-style-type: none"> ・地域で計画づくり ・計画に基づき緑化支援
市街化調整区域	緑を重点的に保全する区域※①	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森 ・源流の森 ・市民緑地 <p>(注) 制度の重点PRにより指定推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 維持管理推進 (上記指定・公開を要件) <ul style="list-style-type: none"> ・行政がしくみを作り、市民力をできるだけ活かした管理 ■ 利活用促進 (上記指定・公開を要件) <ul style="list-style-type: none"> ・里山を楽しむライフスタイル事業 ・里山の資源を利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 (直販所、収穫体験等) ・生産性向上 (省エネ施設等) ■ 農地保全 <ul style="list-style-type: none"> ・生産基盤 (かんがい施設等) ・農地維持管理 (水利組合等支援) ・周辺環境 (不法投棄、野焼き等) ■ 担い手育成 <ul style="list-style-type: none"> ・協働で作業 (援農) ・市民の力 (市民農園の拡大) ・意欲ある人の支援 (賃借の奨励金等) 	調整区域においても展開可
	やむを得ないとき土地を買い取る	<ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区 (相続税評価減、買取) ・よこはま協働の森基金制度 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の流動化 (一団の優良な農地等) ・市民農園用地買取 	
上記以外の区域※②	できるだけ持ち続けてもらおう	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続保有の促進 (土地所有者の負担軽減) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森 ・源流の森 <p>(注) 希望により指定</p> <p>※③</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業振興 同上 ■ 農地保全 同上 ■ 担い手育成 同上 <ul style="list-style-type: none"> ■ 確実な担保 <ul style="list-style-type: none"> ・立地や需要等によっては市民農園用地を買取 <p>※③</p>	調整区域においても展開可

※① 緑を重点的に保全する区域とは以下のいずれかの区域

- 1 緑の10大拠点 - 参考資料
- 2 保全区域指定済の樹林地・農地
- 3 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地で、所有者の希望があり、一定の要件を満たすもの

※①、② 土地利用転換の場合は、都市計画法等の開発条件による

※③ 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地・農地は、所有者の意向があり、一定の要件を満たす場合は、「緑を重点的に保全すべき区域」に含めることができる

〔コラム4〕 樹林地の保全

市内には、緑の 10 大拠点や市街地のなかの斜面緑地が残されています。これらの樹林地は市内の緑被の約 6 割をしめており、緑の総量の維持のためには、樹林地の保全が大きなウェイトをしめています。

樹林地の所有者は、日常の維持管理や固定資産税の負担、また、相続時の税負担等、所有し続けるためには様々な課題を抱えています。

そこで、横浜市では、市独自の制度や国の制度を活用して、税負担の軽減や維持管理支援、また、いざというときの買取などによって樹林地の保全を図っていきます。

1 保全施策の概要

(1) 横浜市の条例等による制度（土地所有者との 10 年以上の契約による指定）

市民の森	源流の森	緑地保存地区
おおむね 2 ha 以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域	市街化調整区域内のおおむね 5,000 m ² 以上の一団の樹林地（指定面積のおおむね 1,000 m ² への引き下げを検討）	市街化区域内のおおむね 500 m ² 以上の一団の樹林地
土地所有者への支援等の内容		
①固定資産税・都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金（30 円/m ² ） ③更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付	①固定資産税・都市計画税の減免 ②更新時の継続一時金交付 ③緑地相談制度

(2) 法による制度（都市計画決定による指定）

特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区
おおむね 5,000 m ² 以上の一団の良好な自然環境を形成する緑地（指定面積のおおむね 1,000 m ² への引き下げを検討）	近郊緑地保全地域内の緑地で樹林地等に類する土地が良好な自然環境を形成し、相当な規模の広さを有している土地
土地所有者への支援等の内容	
①固定資産税評価額が 1/2 ②相続税評価 8 割減（山林及び原野） ③相続税の延納利子税の利率の引き下げ ④相続等不測の事態等に、土地の買入れる旨の申出が可能	

2 保全の推進について

(1) 樹林地保全に関する制度の PR による指定推進

平成 19 年に実施した土地所有者アンケートの結果、これらの制度の認知度が低いことが明らかになっており、制度の概要や指定によるメリット等について土地所有者の方々への PR を幅広く行い、指定の推進を図ります。

(2) 指定の進め方

指定にあたっては、市民の森等横浜市の独自の制度による指定を行いながら、さらには樹林地を永続的に保全し、相続税の評価減による相続税負担の軽減も可能な特別緑地保全地区等の国の制度による指定を行うことにより、土地所有者への幅広い支援を可能としながら、市内の樹林地を保全していきます。

(3) 樹林地の買取

樹林地の所有者に相続等不測の事態が発生すると、相続税の負担のため、土地所有者が樹林地を手放さざるを得ない状況になり、これが緑の減少の大きな原因の一つとなっています。

特別緑地保全地区等の国の制度には、相続税の評価減など相続時の支援策もあり、制度の活用による相続税負担の軽減が可能です。

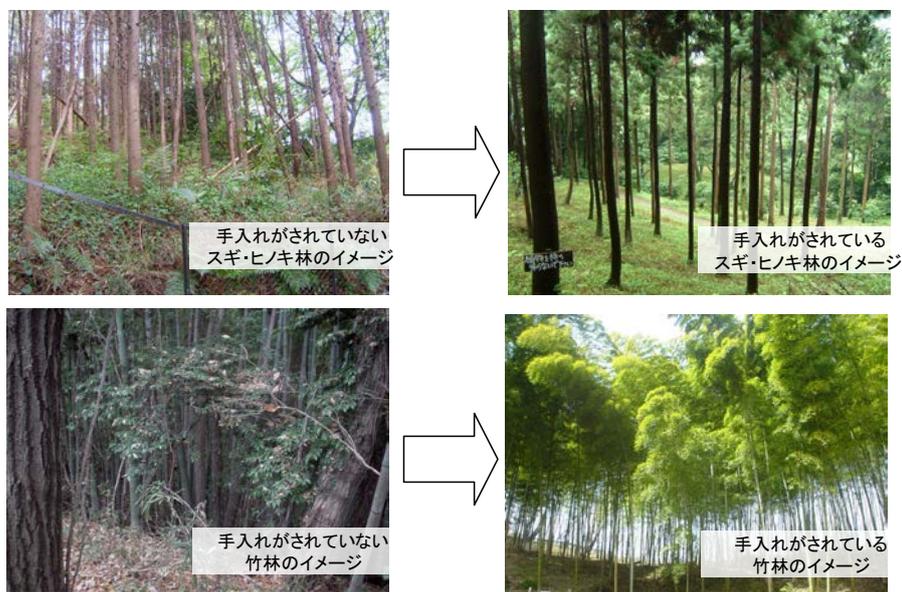
このような制度を利用しても、土地所有者が相続税の支払いのために樹林地を手放さざるを得ない状況が生じており、横浜市では、このような場合には、原則として緑地保全制度等によって指定した樹林地に限り買取を行い、樹林地として保全していきます。

【コラム5】 樹林地の維持管理

過去に人為的な管理がされた樹林地は、放置すると林内に入ることができないほど草木が生い茂ってしまう傾向にあります。さらに、CO₂の吸収・固定[※]、水循環など樹林地の多様な機能が管理不足により低下する恐れがあるとともに、管理された樹林地が保全してきた生物多様性が失われる恐れもあります。

横浜市では、市民が利用する樹林地を継続的に良好な状況に保ち、自然とのふれあいなどを楽しむことができるよう、これまで多くの市民の協力を得て、維持管理を行ってきました。しかし、今後、特別緑地保全地区等の指定地や市有緑地の更なる拡大が見込まれることから、市民と協働した樹林地の新たな維持管理のしくみが必要となっています。また、維持管理で発生する間伐材等の資源循環への対応も求められています。

そこで、横浜みどりアップ計画では、次ページのとおり樹林地の維持管理に関する新たな施策体系を構築し、樹林地の適切な維持管理を推進します。



【市民活動の状況】

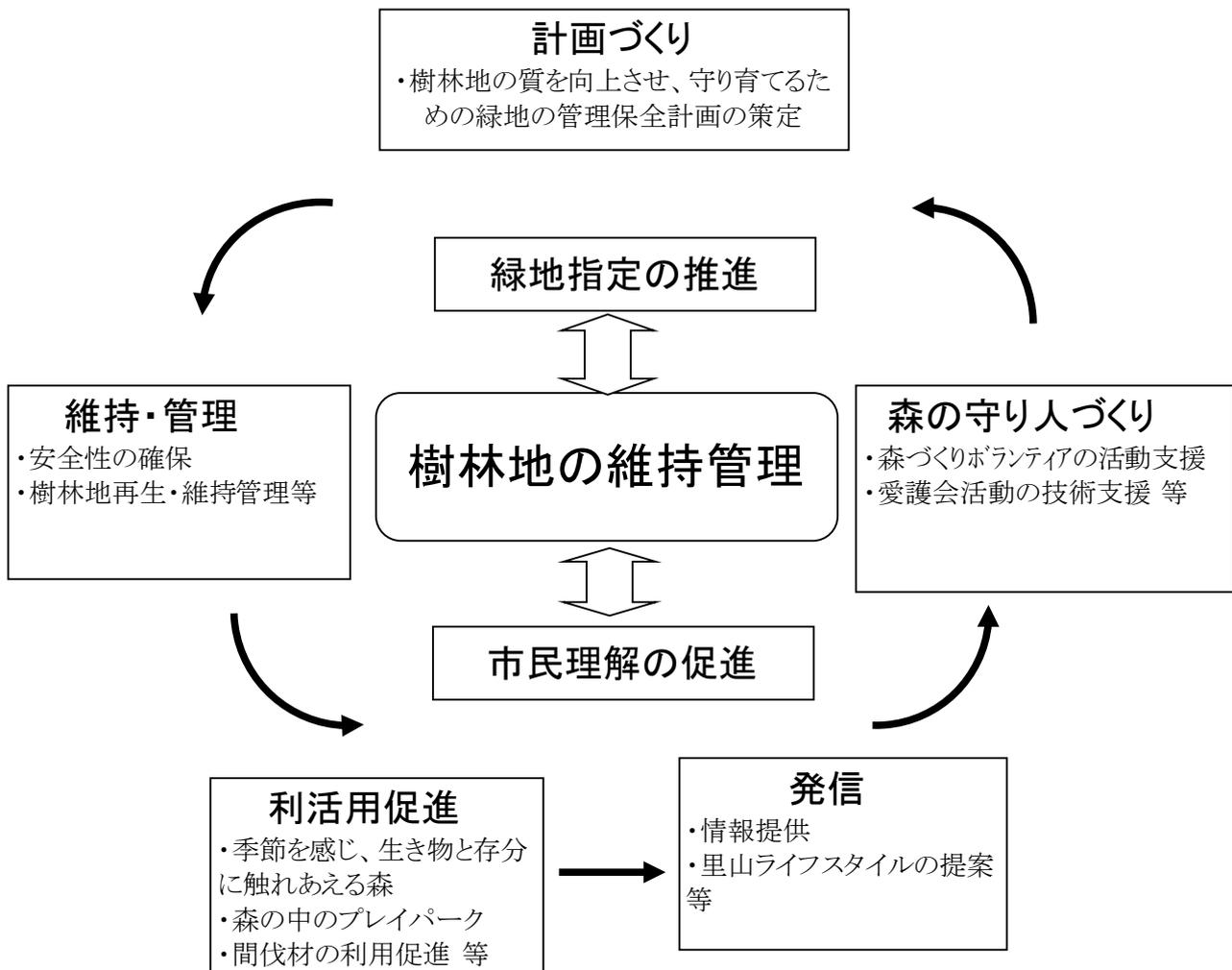
市民参加の場	形態名称等	平成19年度活動状況		活動内容
		団体数	参加概数	
市民の森	愛護会	27	906名 (会員数)	散策路、広場の清掃・草刈整備計画づくり
ふれあいの樹林	愛護会	13	749名 (会員数)	管理活動、巣箱設置などのふれあい活動
森づくりボランティア 団体登録	一般公募	36	1,703名	樹林地の保全活動

※ 横浜市温室効果ガス排出状況調査（平成19年度）より、横浜市内の森林によるCO₂吸収量は、約1万t（市内排出量1,977万tの0.05%）と計算されている。

森林吸収量 : 9.97kt- CO₂（横浜市の森林によるCO₂吸収量）
 体積 約508万m³（東京ドーム124万m³の約4杯分）

樹林地の維持管理に関する新たな施策体系の考え方

緑地保全等に指定された樹林地を、行政が枠組みを作ったうえで民との協働で、手入れが行き届かない森から美しい里山へと、再生・保全・活用する新システムを構築します。



〔コラム6〕 都市農地の多面的機能と都市農業の現実

農地は新鮮で安全な農畜産物を生産・供給するほか、レクリエーションや農体験の場、ヒートアイランド現象の緩和、貯水・洪水防止、空気の浄化、文化の伝承など多くの公益的機能を持っています。

しかし、農地が公園や樹林地と大きく違うのは、先祖伝来の農地を農家が耕作し続けなければならなかったことです。このため、農地の担い手問題が大きな課題となっています。農業経営を続けていくには、農業労働力が確保され経営の収支も赤字にならないことが必要です。

さらには、相続税の支払いや近隣住民との問題、また、近年の原油高騰を原因とする生産資材の値上がり、農業所得の伸び悩みなど様々な課題を抱えながら農家は頑張っています。

したがって、後継者の育成や労働力不足をカバーするための支援、農産物の生産振興などの支援策を講じることによって、優良な農地を横浜に残す必要があります。

農地の多面的な機能が享受できるのは、都市に暮らす市民であり、農地は市民の共有財産であるといっても過言ではありません。この農地を次世代に引き継いでいくことが必要です。

【農地の多面的機能】

<横浜の農業は地産地消>

- ・新鮮で安全な農畜産物の生産供給
- ・地産地消は輸送エネルギーがかからないため、地球温暖化防止にも貢献

<農地は環境を保全>

- ・生物多様性の保持
- ・ヒートアイランド現象の緩和
- ・空気の浄化作用

<田園景観の保全>

- ・横浜の原風景である田園景観の保全
- ・谷戸景観は横浜の文化を伝承

<農地は農体験や教育の場>

- ・地域コミュニティの形成の場
- ・レクリエーションの場
- ・農体験や環境教育の場

<農地は防災時に活躍>

- ・防災協力農地は災害時の避難場所等
- ・貯水機能や洪水防止機能



栽培収穫体験ファーム

〔コラム7〕 緑化の推進

【規制・誘導により緑を増やす取組】

横浜市ではこれまでも、市独自の制度として「緑の環境をつくり育てる条例」等により緑化協議を行ない、緑化を推進してきましたが、都市緑地法改正（H16）により創設された「緑化地域制度」を導入することにより、一定割合以上の緑化を義務づけるなど、規制による市街地の緑化を推進します。

また、建築物の高さや容積率を緩和する場合に、敷地内に歩道や広場などを設け、良好な市街地環境の形成を誘導する「市街地環境設計制度」においても緑化基準を強化するなど、市街地に緑を引き込む取組を推進します。

【緑を増やす一人ひとりの取組】

街に緑を増やしていくためには、一人ひとりの緑を増やす取組も重要です。

横浜市では、平成 18 年度から「緑ある暮らしや、緑を大切にしたい事業活動のきっかけとなること」などを目的に、市民・事業者・行政が協働して平成 21 年度までに 150 万本の植樹を行う「150 万本植樹行動」に取り組んでいます。今後、この取組で培われた市民の方々の緑に対する意識などを土壌として、さらに身近な緑をつくり出していくために、屋上緑化や壁面緑化、生垣設置、名木古木等に対する助成策の強化を行ってまいります。

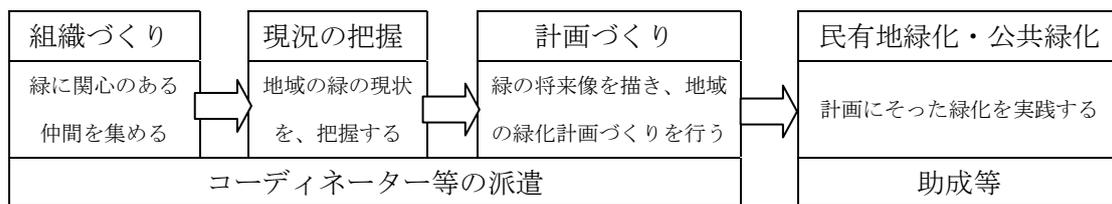


【地域ぐるみの緑化の取組】

一人ひとりの緑を増やす取組をより発展させ、緑が増えたという実感を得られるようにするためには、地域ぐるみで緑化に取り組むことにより、個々の緑は、線となり、面となって、緑の豊かさをより実感できることとなります。

横浜市では、地域での緑の計画づくりや緑化事業に対する支援を行う「地域緑のまちづくり事業」を創設し、面的な広がりを持った、住宅地、商店街、オフィス街、工業地域などさまざまな地域に相応しい緑化を推進します。

○地域緑のまちづくり進め方



【公共施設緑化の取組】

街路樹や公共施設などの緑化推進を図ります。公共施設では、これまで以上の取組を行うとともに、街路樹は適切に管理をすることで、街の美観や快適な緑陰をつくります。



4 横浜みどりアップ計画が目指す横浜の姿

横浜みどりアップ計画により達成される質の成果として、以下のような街や生活の姿を目指すこととします。これらは、市民満足度の向上とともに、都市としての魅力やブランド力の向上にとっても、重要な要素です。

(1) 大都市だけどふるさとがある横浜

10 大拠点のようなまとまった規模の緑が、市街地の中に組み込まれるように残されている都市構造は、他にあまり例のない本市独自の特徴となっています。しかし、これらの緑は次第に減少しており、また、手入れの行き届かない人工林も増加しています。さらに、農地を中心とした田園景観も喪失していく恐れがあります。

そこで、これらの貴重な緑をしっかりと保全するとともに、効果的な維持管理により新たな里山文化として再生することで、自然と人が共生するライフスタイルの場を提供します。

すなわち、364 万人を擁する大都市でありながら、同時に、ふるさとや田舎の素晴らしさも併せ持った横浜として、新しい魅力の発信を目指すものです。

○ 手入れの行き届かない森から、美しく豊かで安全な森へ

市民、事業者、行政が協働で取り組むことにより、手入れが行き届かず荒れていた森が、安全で明るく美しい森へと生まれかわっています。

またこれらの森が、季節を楽しむ森、生き物観察の森、森の中のプレイパーク、収穫物体験の森、里山体験など、市民生活の中で自然体験・環境学習・散策・週末レクリエーション等を気軽に楽しめる場として利用されています。

さらに、間伐材等の森の貴重な資源が、木質バイオマスや環境教育の素材等として、積極的に利活用されています。



<主な施策>

- 安全・明るい森づくり事業
- 森の楽しみいっぱい事業
- ウェルカムセンター等整備事業
- 森の守り人育成事業
- 森の資源循環事業

○ 身近に農がある豊かなくらし

県内でもトップクラスの生産技術を活かした都市農業が、次世代に引き継がれ、美しい田園風景や谷戸の景観が広がる農地が保たれています。

また、多機能型の大型直売所が設置され、新鮮で安全な農産物の購入や、採れたて野菜レストラン、ここを拠点とした一日農体験や市民農園等を楽しみに集まる市民でにぎわっています。



<主な施策>

- 地産地消の推進
- 多様な市民農園の実現
- 多様な担い手の育成
- 援農コーディネーターの育成

田園風景



収穫体験



里山風景



森の散策



森づくりボランティア



レクリエーション



直売所



樹林地の活用

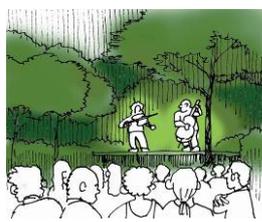


図 大都市だけどふるさともある横浜のイメージ

(2) 街なかに緑あふれる横浜

人々が暮らし、働く街の中に、身近に感じられる緑が必要です。そこで、市街地に残された斜面地緑地や農地などを保全するとともに、中心市街地や住宅地など様々な街に緑を増やします。これにより、ヒートアイランド現象も緩和され、快適で魅力ある、緑あふれる街を目指します。

○ 緑あふれる市街地

住宅地、商店街、オフィス街、工業地域など様々な市街地で、周辺住民等の協力により地域ぐるみの緑化が進められています。建物の周囲や屋上、壁面などが緑で覆われるとともに、街路などの緑も増え、快適な緑あふれる街が実現しています。

また、様々な公共施設も緑化が進められ、特に、保育園、幼稚園、学校の園庭等の芝生化により、子どもたちが思い切り芝生を楽しむ機会が増えています。



<主な施策>

- 地域緑のまちづくり事業
- 公共施設緑化と民有地緑化助成の拡充
- 街路樹の維持管理

○ 市街地であって安らぎをもたらす樹林地、農地

市街地の中に、まとまった緑である斜面緑地が残され、市民が普段の生活の中で緑を身近に感じ、安らぎや季節感を得るとともに、横浜らしい風景をつくっています。

また、栽培収穫体験ファーム、特区農園など、市民ニーズの高い市民農園の開設が増え、より多様な形態で展開されるとともに、農園付きの公園が整備されるなど、市民が日々の生活の中で気楽に農に関わることができる、魅力的な農環境が提供されています。これにより、都市生活のかたわら、土や緑に触れて野菜を育て、仲間と汗を流し、家族で旬の味わいを楽しむといった、潤いのある生活が街中に実現しています。



<主な施策>

- 緑地保全制度の拡充
- 多様な市民農園の実現



図 街なかに緑あふれる横浜のイメージ